

第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について 新旧対照表

改正後	改正前
第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の 配分の考え方について <u>(案)</u> 平成30年12月19日 <u>策定</u> <u>令和元年〇月〇日一部改正</u> 水産政策審議会資源管理分科会 くろまぐろ部会 1. ～ 4. (略) 5. 第5管理期間以降の配分の基本的考え方 第5管理期間以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下のとおり配分を行う。 (1) ～ (3) (略) (4) 留保の配分において配慮すべき事項 ① 漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮 混獲回避は、特に放流等の作業負担の大きい漁業は経営的にも負担が大きい。負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは難しいが、配分にあたり一定程度考慮する。 ア 小型魚について 加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が一層増大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結果として漁獲枠がゼロ	平成30年12月19日 水産政策審議会資源管理分科会 くろまぐろ部会 第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の 配分の考え方について 1. ～ 4. (略) 5. 第5管理期間以降の配分の基本的考え方 第5管理期間以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下のとおり配分を行う。 (1) ～ (3) (略) (4) 留保の配分において配慮すべき事項 ① 漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮 混獲回避は、特に放流等の作業負担の大きい漁業は経営的にも負担が大きい。負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは難しいが、配分にあたり一定程度考慮する。 ア 小型魚について 加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が一層増大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結果として漁獲枠がゼロ

又は少ない都道府県において漁業者が感じる困難性はより高いものと認識している。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲量の1/3（1,500t）であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から捻出（250トン）したのとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

なお、過去の沿岸漁業等の漁獲枠の超過数量と比較しても国の留保の数量が多くないことから、超過リスクを考慮すれば、留保 が増えなければ さらに配分することは困難である。

イ （略）

② （略）

(5) （略）

6. 管理において実施すべき事項

(1) ～ (3) （略）

(4) 未利用分の繰越しの取扱い

大臣管理漁業及び都道府県別配分量（以下「各配分量」という。）の未利用分の繰越率は10%を上限とするべきである。なお、WCPFCの漁獲管理規則で定められた繰越率（以下「我が国の繰越率」）が10%未満の場合には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とするべきである。

また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。

7. （略）

又は少ない都道府県において漁業者が感じる困難性はより高いものと認識している。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲量の1/3（1,500t）であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から捻出（250トン）したのとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

なお、過去の沿岸漁業等の漁獲枠の超過数量と比較しても国の留保の数量が多くないことから、超過リスクを考慮すれば、留保 から さらに配分することは困難である。

イ （略）

② （略）

(5) （略）

6. 管理において実施すべき事項

(1) ～ (3) （略）

(新設)

7. （略）

